

所爲也。其父八官は唐人にて、其由緒を以異國より種々唐物の珍寶を贈り語りひけるを、石見守へ密謀しけると也。

一、松下長綱亂心の事

<sup>四十二</sup>松下加兵衛之綱が曾孫石見守長綱は、奥州二本松五萬石領知す。國政大に亂れ百姓目安を以て江戸へ訴ふ。實否御糺彈のうへに二萬石を被減、同州三春へ三萬石にて所替あり。其後正保三年參觀の節、其外舅加藤民部少輔明利の息、彌三郎の宅へ見舞けり。其時門番の足輕門を開き左右へ平伏す。長綱俄に亂心し、其門番二人を自手切殺しぬ。彌三郎家來共大に驚きけり。其内松本彌七と云士、玄關より飛下り、扱も御心能被遊候。先づ其御腰物をば是へ被下候へ、あかを拭ひ奉候はんと側へ近寄ければ、長綱打笑ひ、早くも心付たるものかなとて、機嫌能被渡候。彌七は悦び供の者共と目合し、則乗物に入れ歸しけり。然處長綱歸宅し、其門番をも二人迄手討にす。是より亂心彌つよく、遂に領地被差除也。

一、永樂錢我國へ渡來す

<sup>四十二</sup> 四十年 有文抄  
應永十年八月二十三日大風、相州三崎浦へ唐船漂着す。錄

倉公方足利左兵衛督滿兼下知を以て、印東次郎右衛門貞次、梶原能登守景宗・三浦備前守義高をして船中を實檢す。貨物甚多く明の永樂錢若干あり。將軍義滿へ巨細を告たり。

唐船關東へ着岸するうへは、滿兼の徳分たるべしとあり。仍て貨物悉く取揚げ、其代には糧米以下種々の物を授け歸船せしめぬ。永樂錢徒に置へからず、關東にて可通用とて法を定て賣買す。遂に年を経、天文十九年の頃、關東の商民永樂錢へ鑄と云惡錢を交せて通用す。仍て商家の輩、在々所々に市を成し惡錢を取撰び、鬪諍頗る甚し。天正の初北條左京大夫氏康、家臣山角信濃守定信・笠原越前守康朝等へ命じ、關東にては永樂錢迄を可用、他錢は不可用と評定し、在々に高札を立下知すれば、悉く惡錢を撰出し、鑄は皆上方筋へ遣しければ、永樂のみ關東に留りぬ。此時より鑄を名付て京錢とは云し。慶長九年正月家康公の命にて、天下一統に永樂錢を通用す。然共一向に鑄をも非可廢とて、永樂一錢の代に鑄四錢を以て通用せしめけり。然所其錢の好惡を撰論し、賣買頗る喧し。此事上聞に達し、十一年十二月八日大久保忠隣・本多佐渡へ命ぜられ、永樂を止め鑄迄を

可用よし、江戸日本橋に高札を立られ、仍之商民の鬪諍は止みぬ。永樂錢の行はれける事五十七年と云。扱寛永通寶の貨泉被行て、四民甚其利を得たり。

一、松平乘貞、直次互讓の美談

松平縫殿頭乘次の養子左近大夫乘貞は、實は内藤石見守信廣の次息也。松平乘次へ養子の後、乘次に實子出生し直次と云。縫殿頭末期に領地七千石の内四千石は、養子左近大夫惣領に候間是へ被下、三千石は次男直次へ被下候様に被願候。願の通被仰付候處、乘貞御請不仕、私儀は養子にて候へば、三千石被下庶子に罷成、實子直次へ四千石被下候様に仕度候旨申上候。次男は私儀實子に候得共、一度左近大夫を兄と存候處、庶子に仕儀致迷惑候。其上亡父遺言に候へば難背候。只如願被仰付候様にと云。然らば左近は四千石を直次へ譲り、可致出家候と云。直次云。左近出家仕候は、某も出家し、七千石共に献上せんと、兄弟相讓御請不仕候。此趣御感の餘り御裁判にて、實子直次へ四千石被下縫殿頭と稱し、三千石を左近大夫へ被下、庶子分に被仰付事濟候。